

公正な会計慣行と取締役の責任： 日本長期信用銀行事件の考察

片 木 晴 彦

一 はじめに

会社法は、株式会社や持分会社の計算書類に計上される項目やその評価については規定していない。これらの事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとされている（会社法431条・614条⁽¹⁾）。

「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とは何か。本稿の最後に改めて考察するが、今日では、企業会計審議会や、企業会計基準委員会の制定する一連の会計基準は、同基準が対象としている事項については、唯一の「公正妥当と認められる企業会計の慣行」である、したがって新たな会計基準が制定されたり、会計基準が改正された場合には、少なくとも上場会社やこれに準じる会社については、これらの新会計基準ないし改正会計基準が効力を発した日以降、これらの基準に反した会計処理は認められないと解する見解が有力である^{(2) (3)}。

-
- (1) 「会計処理や計算書類の表示の段階においては、会社法は、原則としてその独自性を主張しないことを明らかにし、会社法および会社計算規則に規定があるものも、ないものも含めて、会社の計算の実体的な部分については、一般に公正妥当と認められている会計慣行に従うこととした」と説明される。郡谷大輔外編著『会社法の計算詳解』5頁（2006年・中央経済社）。
 - (2) 弥永真生『コンメンタール会社計算規則・改正商法施行規則』94頁（2006年・商事法務）。

明文化された会計基準がなお存在しない事項については、何を以て「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と理解するかは、難問である。また、企業会計審議会や、企業会計基準委員会以外の組織が策定した基準、特に一定の産業の会計処理について監督官庁が行政基準を定めている場合には、これらの行政基準も公正な企業会計の慣行となりうるのかが問われる。

一般に公正妥当と認められる会計慣行に反した会計処理にもとづいて作成された計算書類や金融商品取引法上の財務諸表は、虚偽の記載を含むものとなり、またこのような計算書類を前提として行われた剰余金の配当は、違法な配当となり、民事上の責任（会社法 429 条 2 項・462 条、金融商品取引法 21 条・22 条・24 条の 4 等）のみならず、刑事上の責任（会社法 963 条 5 項 2 号・964 条、金融商品取引法 197 条）さえも生じさせる。公正妥当と認められる企業会計の慣行の内容が曖昧であると、罪刑法定主義の観点からも深刻な問題が生じよう⁽⁴⁾。

1998 年 10 月に経営破綻した日本長期信用銀行の 1998 年 3 月期決算が、公正な会計慣行に反して違法なものであったかについて、刑事および民事の両面からの訴訟が進行中である。いずれの裁判においても、1998 年 3 月期決算の直前に行われた銀行經理に関する大蔵省通達の改正により、旧来の会計基準が否定され、新しい通達が定める会計処理が、唯一の公正な会計慣行となったのか否かが、主要な争点となった。そして刑事責任の追及においては、東京地方裁判所および東京高等裁判所が当時の同行経営幹部の責任を肯定し

(3) 企業会計審議会や会計基準委員会の制定する会計基準は、これらの組織の成立の経緯から考えても、上場会社その他これに準じる、証券市場で取引される有価証券を発行する会社を対象とするものと考えられる。証券市場を利用した資金調達を前提としない、すなわち金融商品取引法の適用のない中小の株式会社にとって「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は何なのかは、なお明確ではない。会計専門職等により「中小企業の会計に関する指針」が制定されるなど、企業会計の慣行の明確化の努力が続けられている。

(4) 岸田雅雄「不良債権と取締役の責任」商事法務 1669 号 20 頁（2003 年）。

たのに対し、逆に民事責任が問われた裁判では、第一審、控訴審ともに責任が否定されている。いずれの事件も上告がなされ、最高裁判所がほぼ同一の争点について正反対の結論を示した2つの裁判に対してどのような判断を示すかが注目される。

本稿は、冒頭で掲げた「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」とは何かという些か茫漠とした課題に取り組む手がかりとして、日本長期信用銀行をめぐる4つの判決を中心に、分析を試みるものである⁽⁵⁾。

二 日本長期信用銀行をめぐる判決の概要

1 刑事裁判

東京地判平成14年9月10日(判例集未掲載)およびその控訴審である東京高判平成17年6月21日判時1912号135頁である。

日本長期信用銀行の代表取締役頭取、および同代表取締役副頭取2名が、同銀行の1998年3月期決算について、5846億円の当期末処理損失があったのに、取立不能の虞があって取立不能と見込まれる貸出金合計3130億6900万円の償却又は引当をしないことにより、上記当期末処理損失を過少の2716億1500万円に圧縮して計上し、その結果、本来株主に配当すべき剰余金は皆無であったのに、任意積立金の取崩しによって総額71億円の利益配当を行う旨の利益処分計算書案を株主総会に提出して可決承認させ、同配当を実施したことについて、有価証券虚偽報告罪([平成10年改正前]証券取引法197条)および違法配当罪([平成17年改正前]商法489条3号)に問われたものである。

第一審は被告人3名につき執行猶予付の有罪判決を下し、控訴審も同判決を支持している。

(5) 日本長期信用銀行の経営破綻から2ヶ月後にやはり経営破綻した日本債券信用銀行の1998年3月期決算についても、経営幹部の刑事責任が問われ、東京地裁平成16年5月28日判決(判例集未掲載)は、刑事責任を肯定している。

2 民事事件

東京地判平成 17 年 5 月 19 日判時 1900 号 3 頁およびその控訴審である東京高判平成 18 年 7 月 24 日（判例集未掲載）である。

上記の違法配当について、当時の日本長期信用銀行の取締役ら 7 名に対し、[平成 17 年改正前] 商法 266 条 1 項 1 号に基づき、日本長期信用銀行（後の新生銀行）が損害賠償を請求し、後に同銀行から本件損害賠償請求権を含む一切の資産を譲り受けた整理回収機構が原告訴訟引受人として訴訟に参加した。第一審は被告らの責任を否定したため、整理回収機構のみが控訴し、控訴審も被告被控訴人らの責任を否定している⁽⁶⁾。

3 事実の概要

4 つの判決から共通して引き出すことのできる事実関係は以下の通りである。

長期信用銀行の貸出金を含む金銭債権の評価に関して、当時（1998 年 3 月当時：以下特に断りにない限り、同じ）の商法 285 条ノ 4 第 2 項は「金銭債権に付取立不能の虞あるときは取立つること能はざる見込額を控除することを要す」と定めている。そして、具体的にいかなる場合が「取立不能の虞あるとき」に当たるのか、また、「取立つること能はざる見込額」をどのように算定するのかについては、商法 32 条 2 項の「商業帳簿の作成に関する規定の解釈に付ては公正なる会計慣行を斟酌すべし」との規定に従うことになる。

1982 年 4 月 1 日に施行された銀行法の規定する監督権限に基づき、大蔵省

(6) 東京地判平成 14 年 9 月 10 日、東京高判平成 17 年 6 月 21 日の両刑事事件、東京地判平成 17 年 5 月 19 日、および日本債券信用銀行の経営陣の刑事責任が問われた東京地判平成 16 年 5 月 28 日については、弥永教授の詳細な分析がある。参照、弥永真生「会計基準の設定と「公正なる会計慣行」」判時 1911 号 27 頁（2006 年）。また、東京地判平成 14 年 9 月 10 日の分析として、参照、岸田雅雄・前掲注（4）。

銀行局から「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」(基本事項通達)⁽⁷⁾が発出され、その別紙の第5の「経理関係」において、銀行の決算の基準となるべき「決算経理基準」(旧決算経理基準)が定められていた。

旧決算経理基準の下では、銀行が個別債務者の状況に基づいて同債務者に対する貸付債権について償却または貸倒引当金の計上を行い、同償却ないし引当額を税法上も損金とするためには、大蔵省金融検査部より「不良債権償却証明」を得ることが求められていた⁽⁸⁾。有税による償却・引当てについては、大蔵省銀行局に届け出ることが求められているものの、特に否定されていたわけではないが、実際には税法上の損金算入が認められる範囲内で貸付金の償却または引当金の計上を行うのが、通常であった。

一方、銀行が出資、設立経緯、人事等の関係で密接な関係を有するリース会社その他の金融会社(関連ノンバンク)について、銀行が支援を継続する意思を有する限り、不良債権償却証明が交付されることはなく、また、1995年4月の事務連絡⁽⁹⁾で、関連ノンバンク向けの貸付けの償却・引当てについては、一般債務者とは異なる扱いが規定されていた。金融機関の貸付債権についての以上のような償却・引当ての実務を総称して「旧基準」とよぶ。

しかし、1994年以降の金融機関の相次ぐ破綻により、金融機関の有する不良債権の額が金融機関の経営に深刻な影響を与えているとの認識が一般化し、1996年6月には「金融機関等の経営の健全化のための関係法律の整備に関する法律」⁽¹⁰⁾その他(いわゆる金融三法)が成立し、金融行政当局による銀行の監督手法として、1998年3月決算をも対象として、1998年4月から早期是正措置が導入されることになった(改正銀行法26条2項)。同制度の

(7) 昭和57年4月1日蔵銀第901号。

(8) 平成5年11月29日蔵検第439号「不良債権償却証明制度等実施要領について」。

(9) 平成7年4月13日「当面の貸出金等査定における〈3〉分類及び〈4〉分類の考え方について」。

(10) 平成8年法第94号。

下では、金融機関はその貸付債権を中心とする資産について、自ら設けた基準に基づいて自己査定を行い、必要な償却・引当てを行う。金融機関による資産査定に資するため、学会、金融当局、金融機関の代表者等の参加する検討会の検討を経て、1997年3月には「早期是正措置制度導入後の金融検査における資産査定について」（資産査定通達）⁽¹¹⁾が公表された。資産査定通達を受けて日本公認会計士協会も「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に係る実務指針」（4号実務指針）⁽¹²⁾を公表している。

資産査定通達は、金融機関が経営支援意思を継続している債務者についても、債務者の業況等について、客観的に判断し、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる場合には、破綻懸念先債権として、適切な償却・引当てを行うことを求め、4号実務指針も、金融機関の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者について、再建計画の実現可能性、その進捗状況及び今後の当該債務者の財政状態の回復の見込等を総合的に判断して、査定が行われていることの確認を求めている。そして1997年4月の大蔵省事務連絡⁽¹³⁾（平成9年事務連絡）で、平成7年事務連絡のうち関連ノンバンクに係るものについては廃止することとし、関連ノンバンクに対する貸出金については、関連ノンバンクの体力の有無、親金融機関の再建意思の有無、関連ノンバンクの再建計画の合理性の有無や進捗状況等を総合的に勘案して査定を行うことが求められた。そして、1997年7月には、1998年3月決算への適用を念頭に、決算経理基準の改正を含めて基本事項通達が改正された（改正決算経理基準）。また同月には、不良債権償却証明制度が廃止され、金融機関が行った償却・引当てについて、損金算入が認められるかどうかは、

(11) 平成9年3月5日蔵検第104号。

(12) 平成9年4月15日銀行等監査特別委員会報告第4号。

(13) 平成9年4月21日「金融機関等の関連ノンバンクに対する貸出金の査定の考え方について」。

通常の企業の場合と同様、税務当局が当該償却・引当てが税法上の損金算入基準に該当すると判断するかどうかに係ることになる。これらの一連の通達や改正によって示される金融機関の貸付債権の償却・引当ての基準を「新基準」と総称する。

新基準は、税法上の損金算入が認められるか否にかかわらず債務者の財政状態に応じて貸付債権の償却・引当てをすること、また関連ノンバンクに対する貸付けについても、支援意思を親銀行が継続している場合にも、経営改善の可能性や資産の実態に即して償却・引当てを行うことが求められる。しかし、日本長期信用銀行は、1998年3月期決算における貸付金の償却・引当てについては、通常の貸付先に対する基準とは別に、「特定関連親密先自己査定運用規則」および「関連ノンバンクにかかる自己査定運用規則」を設け、実質的に従来と同様に、関連ノンバンクについては、経営支援の意思を継続していることを根拠に、破綻懸念債権としての償却・引当てを回避していた。

4 各判決の判旨

民事事件でも刑事事件でも、法律上の争点となったのは、平成10年3月期における金融機関の貸付債権の償却・引当てについて、新基準が公正な会計慣行となっており、旧基準は公正な会計慣行とは認められないのか、ということであった。

東京地判平成14年9月10日は、早期是正措置の導入に先立つ資産査定通達、9年事務連絡、および改正決算経理基準の策定の経緯を詳細に振り返ったうえで「資産査定通達等における資産査定の方法、償却・引当の方法等は、金融機関の貸出金等の償却・引当に関する合理的な基準であると認めることができるだけでなく、改正決算経理基準の内容を補充するものとして商法32条2項にいう「公正なる会計慣行」に当たると解することができ、かつ、「この早期是正措置制度を有効に機能させるために策定された資産査定通達

等の趣旨に反する会計処理は許されないと解すべきであって、金融機関の貸出金等の償却・引当に関しては、資産査定通達等が唯一の合理的な基準であったと解される」と述べる。

東京高判平成 17 年 6 月 21 日も、「本件当時、金融機関においては、従来に比してより透明性の高い明確な資産査定等による会計処理が求められるに至っていたことに照らしても、「資産査定通達等」に定める基準から大きく逸脱するような自己査定基準の作成やこれによる自己査定はもはや許されない事態に至っていることは、金融機関の共通の認識になっていたと認められるのである。したがって、「資産査定通達等」の定める基準に基本的に従うことが「公正なる会計慣行」となっていたというべきであり、その反面、「資産査定通達等」の趣旨に反し、その定める基準から大きく逸脱する会計処理は、もはや「公正なる会計慣行」に従ったものとはいえず、「従前「公正なる会計慣行」として容認されていた税法基準による会計処理や、関連ノンバンク等についての段階的処理等を容認していた従来の会計処理はもはや「公正なる会計慣行」に従ったものではなくなった、言い換えると、「資産査定通達等」の示す基準に基本的に従うことが唯一の「公正なる会計慣行」であり、この二つの基準の併存はあり得ないというべきである」という。

両刑事判決は、行政通達が当然に「公正な会計慣行」となると評価しているわけではない。むしろ、1996 年 6 月の金融三法の成立から資産査定通達等の策定、4 号実務指針および平成 9 年事務通達、そして改正決算経理基準の公表に至るまでの金融当局、金融機関等の関係者の動きを詳細に分析した後に、「資産査定通達等」に定める基準から大きく逸脱するような自己査定基準の作成やこれによる自己査定はもはや許されない事態に至っていることは、金融機関の共通の認識になっていたと認められる」と結論づけているのである。

日本債券信用銀行の経営陣の刑事責任が追及された東京地判平成 16 年 5 月 28 日でも同じであり、「資産査定通達及び 4 号実務指針は、いずれも早期

是正措置制度を有効に機能させることを目的として、金融機関の代表者等を始め、金融機関の会計処理に関わる多数の者の意見や検討結果を踏まえて策定されたものであり、会計処理の基準として内容的な妥当性や合理性を有している上、その周知も十分に図られ、実施に必要な準備期間も確保されていたのである。これらの事情に加え、早期是正措置制度の導入が必要かつ不可欠な喫緊の重要施策であることや、金融機関の業務の公共性及び特殊性等をも合わせ考えると、平成10年3月期においては、資産査定通達及び4号実務指針に整合した自己査定基準及び償却・引当基準を設けて、貸出金の償却・引当を行うことは、商法32条2項の定める「公正なる会計慣行」になっており、しかも、それが唯一のものであったことが認められるのである」と述べられている。

日本長期信用銀行の刑事事件の両判決については、資産査定通達等が「公正」であることについての要件は検討しているが、「会計慣行」性については厳密な論理にもとづいて認定していないとの批判がある⁽¹⁴⁾。対照的に、東京地判平成17年5月19日および東京高判平成18年7月24日の両民事判決は、新基準が1998年3月期に旧基準を廃して「唯一」の「公正な会計慣行」と認められる要件は何かを論じ、結論としては、両判決とも、新基準の合理性ないし「公正なる会計慣行」であることを認めながら、旧基準を廃止し、新基準を唯一の公正なる会計慣行とする一義的な明確性はなかったと評価しているのである。

まず東京地判平成17年5月19日は、「会計慣行」の意義・内容について「一般的に広く会計上のならわしとして相当の時間繰り返して行われている企業会計の処理に関する具体的な基準あるいは処理方法をいうと解すべき」であり、「当該会計慣行が特定の業種に属する企業において広く行われ、しかも、相当の時間繰り返して行われているという事実があってはじめて、当

(14) 弥永真生・前掲注(6)27頁。

該会計慣行が「公正なる会計慣行」となり、これによって当該会計慣行とされた会計処理の方法が、法改正等の手続を経ずに、商法 32 条 2 項を介して法的な強制力を持ち得ることになると解される」という。

このような一般論を前提にしながらも、「本件で問題となっている銀行の貸出金の償却・引当に関する基準のように、既に通達等に基づく会計処理の運用が「公正なる会計慣行」とされて存在している場合において、その改正手続を踏んだ上で、内容の変更がなされたときは」、必ずしも、相当の時間繰り返して行われることは要求されず、「改正内容が「公正」なものであり、改正手続自体が適正なもの認められるのであれば、必ずしもその内容が広く会計上のならわしとして相当の時間繰り返し行われていなかったとしても、唯一の「公正なる会計慣行」に当たると認める余地はあるものというべきである」という。

そして、具体的に、「資産査定通達等によって補充された改正後の決算経理基準が、銀行の不良債権の償却・引当に関する唯一の基準としての「公正なる会計慣行」に当たる」とするためには次の要件を満たすことが必要と解すべきである」という。すなわち、

- 「(1) 当該銀行の利害関係人に対し、営業上の財産及び損益の状況を明らかにするという目的に照らして、社会通念上、合理的なものであること、
- (2) 変更に伴って企業会計の継続性の確保の観点から支障が生じ、ひいては関係者に対する不意打ちになるような場合には、これに対する必要な手当がなされていること
- (3) 改正手続が適正なものであること、
- (4) 新たな基準が新たに法規により企業会計の基準が定められた場合と同程度に一義的で明確なものであること、
- (5) 新たな銀行の決算処理に関する基準に拘束されることになる関係者（銀行の取締役、公認会計士、税理士等）に対し、当該基準が広く会計上のならわしとして相当の時間繰り返して行われた場合と同視しうる程度

に、これが唯一の規範として拘束性を有するものであることの周知徹底が図られていること」である。

東京高判平成18年7月24日も、「ある会計基準の指示する特定の会計処理方法が、その基準時点とされる時点以後、ある業種の商人の実務において広く反復継続して実施されることがほぼ確実であると認められるとき」には、広く会計上の習わしとして相当の期間繰り返し行われていなくとも、例外的に、その会計処理方法が「会計慣行」に該当する場合があります、特に、新たな会計慣行が従前の慣行を廃止し、唯一の公正なる会計慣行に該当するというためには、「利害関係人らに対し、営業上の財産および損益の状況を明らかにするという目的に照らし、社会通念上合理的なものであること」、「その基準時点とされる時点以降、ある業種の商人の実務において広く反復継続して実施されることがほぼ確実であると認められること」、「抵触する従前の慣行に従った会計処理を廃止し、暫定的時限的にも例外的な取扱いを許容しないことが一義的に明確であること」が求められるという。

三 分析と検討

1 公正なる会計慣行

昭和49年改正商法32条2項が、「商業帳簿の作成に関する規定の解釈に付ては公正なる会計慣行を斟酌すべし」と規定したのは、同改正により、大会社に該当する株式会社について会計監査人の監査が義務付けられた（昭和49年商法特例法2条）ことより、商法の会計規定と証券取引法の会計規定の統一が求められたためであることは、周知の通りである⁽¹⁵⁾。

「会計慣行」という言葉は、一定の期間繰り返し行われる会計実務を連想させるし、また実際にもこのようにして成立していく会計慣行も少なくない。

(15) 大隅健一郎「商法総則 [新版]」217頁 (1978年・有斐閣)、新井清光「日本の企業会計制度」124頁 (1999年・中央経済社)。

しかし他方で、1974年時点で体系的な会計基準として既に存在した「企業会計原則」および「原価計算基準」を念頭において、「慣行というのはすでに實際上慣行として実施されていないものでも、近く実行される見込みが確実であるならば十分である」⁽¹⁶⁾との見解も極めて有力であった。また「慣行」という言葉を民法92条にいう「慣習」と同義に解する場合でも、会計慣行によるのではなく、「斟酌するという表現をとって、「会計慣行」になっていない公正な「会計基準」を求める余地」が認められている⁽¹⁷⁾。企業会計原則の改定などの場合には、企業会計原則に従うという認識が共通に認められる限り、改定された原則が一定の時間的経過を待つことなく「公正なる会計慣行」となると、理解されてきたと思われる。

「企業会計原則」自身も、「企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したもの」と説明されているが⁽¹⁸⁾、その成立の経緯から見ても、わが国の企業会計の「慣行」の分析を基礎とするよりは、英米の近代的な会計理論を演繹的に体系化した指導的・理念的な性格が極めて強い⁽¹⁹⁾。

「公正なる」会計慣行であることについて、昭和49年改正時点では、商法の計算規定は、強行規定として、証券取引法会計を含む企業会計規範全体の目的と内容を拘束するのであり、企業会計原則その他の会計基準も自動的

(16) 田中誠二「全訂商法総則詳論」321頁（1976年・勁草書房）。そのほか参照、山村忠平「商法における公正なる会計慣行の思潮」企業会計29巻7号32頁（1977年）、服部栄三「商法総則【第3版】」352頁（1983年・青林書院）。弥永真生【コンメンタール会社計算規則・改正商法施行規則】88頁（2006年・商事法務）は、「これから反復・継続される見込みが高ければ、1回目に適用された時点で「慣行」とであると解されてよい」という。

(17) 矢沢惇「企業会計法講義【改訂版】」11頁（1973年・有斐閣）。

(18) 経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告「企業会計原則の制定について」（1949年7月9日）。

(19) 新井清光・前掲注（15）91頁。

に「公正ナル会計慣行」であると解釈されるのではなく、同原則は、商法計算規定の目的に適合する範囲で商法32条2項にいう「公正なる会計慣行」と認められる、との解釈がなされていた⁽²⁰⁾。「会計学の法律学への従属性」⁽²¹⁾が強調されていたわけである。

このような解釈の背景には、商法の会計規範の目的として、伝統的に配当規制目的が強調されてきたことがある。配当規制は、その性質上強行法による規制を必要とするが、他方で企業会計原則は、企業の財産・収益の状況の開示という情報伝達目的のみを有する証券取引法会計を念頭においていることもあり、商法会計の目的、特に配当規制目的との整合性が保証されていない。そこで、企業会計原則についてもこのような商法会計の目的と整合的である限りで「公正なる会計慣行」であると認められるのである。現に昭和49年の商法改正と併せて、商法との整合性を整えるため（すなわち商法の観点からの「公正性」を確保するため）、企業会計原則についても一連の改正がなされており、企業会計原則は、当初の指導性・理念性という特色から後退し、「商法計算規定に反しない限りでの指導性・理念性のみを含んだ実践規範性」を有することになったと指摘されているのである⁽²²⁾。

2 会計基準と公正なる会計慣行

企業会計審議会や企業会計基準委員会による会計基準の整備が進むにつれて、「企業会計審議会の公表する会計基準が「公正ナル会計慣行」あるいは唯一の「公正ナル会計慣行」であると考えるべき場合がある、あるいは、そのように強く推定されるという見解」が有力になりつつある⁽²³⁾。このような

(20) 参照、片木晴彦『新しい企業会計法の考え方』33頁（2003年・中央経済社）、矢沢惇「商法改正要綱における商法と企業会計原則」産業経理30巻6号78頁。

(21) 田中耕太郎『貸借対照表法の論理』35頁（1944年・有斐閣）。

(22) 新井・前掲注（15）138頁。

(23) 弥永真生・前掲注（16）94頁。

解釈が有力化する根拠は、商法ないし会社法、および企業会計基準の双方にある。

第1に商法ないし会社法においては、近年の金融取引や各種の取引の高度化、それに伴う会計処理の手法の急速な進化のもとで法令による会計処理の手続の規制が極めて困難になっている。また国際的な会計基準の取れん傾向を考えると、商法ないし会社法の固有の目的（特に配当規制）を強調して会計基準を縛ることは極めて困難になる。そこで、会計処理の実体的な規制については、商法ないし会社法固有の目的は主張せず（この結果、計算書類ないし財務諸表の作成の段階では、会社法会計と金融商品取引法会計との対立は完全に解消される）、配当規制という商法ないし会社法会計独自の目的は、与えられた計算書類に基づいて配当可能額をどのように算定するかという段階（会社法461条2項、会社計算規則186条）で考慮することになる。

平成14年商法改正では、従来商法本体に規定されていた資産の計上・評価に関する規制を削除し、法務省令である商法施行規則に移行させた⁽²⁴⁾。会計基準の進展に合わせて、商法の会計規範を迅速に改定させるためである。会社法もこのような傾向を引き継ぎ、会社計算規則に残る会計規範についても、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計慣行」を斟酌することが求められるのである（会社計算規則3条）。

第2に、平成9年の連結財務諸表原則の改定から始まる、わが国の一連の会計基準の整備では、改正草案に対する意見聴取の機会が十分に設けられ、企業会計審議会や企業会計基準委員会における議論の内容も公開され、基準の制定手続の透明性が確保されている。また、新基準や改正基準の適用開始時期も、基準そのものに明示されるようになっている。企業会計審議会は、

(24) 商法施行規則に資産の評価に関する規定が維持されたのは、「罪刑法定主義」との関係であるといわれている。参照、岸田雅雄「企業会計の発展と問題点」ジュリスト1235号9頁（2002年）、前田庸「商法等の一部を改正する法律案要綱の解説」商事法務1625号5頁（2002年）。

証券市場の規律について責任を有する金融庁の下に設置されている審議会であり、まさに公の権威によって会計基準の拘束力を確保しようとしている。一方、2001年に成立した企業会計基準委員会は、民間組織である財団法人財務会計基準機構の下に設置されている。同機構は、証券市場において資金を調達する企業、仲介者である証券会社その他の金融機関、および運用者である機関投資家の出損により成立した。企業会計基準委員会の権威は、証券市場関係者が自律的に上場会社等の合理的な会計基準を設定しようとする意思に基づいているのである⁽²⁵⁾。

いずれにせよ、一定の「権威」を有する会計基準設定主体の下で、合理的な手続きに従い、適用時期を明確にして、明瞭な基準を制定し場合には、制定した場合には、慣行性（一定期間繰り返し会計実務として利用されている）を考慮することなく、同基準が効力発生時点で「唯一」の公正な会計慣行となることについては、広範な合意が存在するといえよう。

3 明瞭な会計基準のない場合と公正な会計慣行

明瞭な会計基準が制定されていない事項については、ある会計処理を公正な会計慣行であると評価するときには、「一定の期間にわたって繰り返し利用されている会計実務」であること、将に「会計慣行」であることは、公正な会計慣行であることを推定させる要素となろう。しかし、継続的に実践されてきた会計実務であることより当然に「公正な会計慣行」となるわけではなく、商法ないし会社法の会計目的（現在の会社法に即していえば、この会計目的は、会社法固有のものではなく、会社法会計、金融商品取引法会計に

(25) 平成14年5月17日に、財務会計基準機構の成立に関与した証券市場関係者は、「財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表される企業会計基準等の取扱い（準拠性）について」と題する声明を公表し、企業会計基準委員会から公表される企業会計基準および適用指針が、市場関係者にとって、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準となることを宣言している。

共通する企業会計の高次の規範、たとえば真実性の原則や、利益の計上における実現主義などを内容とするものと考えらるべきだろう）に抵触しない限りで、「公正な会計慣行」と認められることになる。

このように「公正な会計慣行」の内容を理解する上では、「公正」性と「会計慣行」とを独立して評価することはできず、2つの要素が相まって（ときには公正性が強い要素となり、ときに慣行性の要素が強くと認められる）ある会計実務なり会計基準なりが「公正な会計慣行」と評価される、と理解すべきである。

4 いわゆる税法基準について

日本長期信用銀行をめぐる諸判決でいわゆる「旧基準」ないし「税法基準」といわれてきたものは、貸倒引当金の計上について、税法上損金と認められる範囲内で行うこと、そしてこの関連で、関連ノンバンク等に対する貸付については、個別の貸付債権に対する償却・引当てについて税法上も損金算入が認められるためには、「不良債権償却証明」が必要であるところ、金融機関が支援意思を表明している場合には、関連ノンバンク等に対する貸付金について不良債権償却証明が交付されない取扱いであったため、結局金融機関が支援表明をしている関連ノンバンク向け貸付については、償却・引当てがなされない扱いであること、である。

東京地判平成14年9月10日が指摘するように、旧経理基準は有税による償却を否定しているわけではなく、むしろ有税償却を想定した規定を設けている。不良債権償却証明が得られない場合でも、関連ノンバンク向け貸付について有税で償却・引当てをする余地は存在していた。東京地判平成14年9月10日は、このような観点から、いわゆる税法基準が1998年3月期以前においても「公正な会計慣行」であったことについて、否定的である⁽²⁶⁾。

既に述べたように、当時の商法285条の4は、株式会社の債権について

「取立つること能わざる見込額」を控除することを求めるのみであり、どのような場合に貸倒引当金の計上ないし債権の償却を行うかについては、公正な会計慣行に委ねていた。実際に明瞭な会計基準が確立するのは、金融機関についても、前記資産査定通達の成立、および1999年に資産査定通達に代わり「金融検査マニュアル」⁽²⁷⁾で詳細な基準が示されて以降のことであり(資産査定通達や金融検査マニュアルのような行政通達が公正な会計慣行を構成する会計基準となりうるかについて、なお検討の余地はあるが)、金融機関以外の企業一般については、企業会計審議会による「金融商品に係る会計基準」⁽²⁸⁾、および「金融商品会計に関する実務指針」⁽²⁹⁾の制定まで待たなければならない。

このように「取立つること能わざる見込額」に関する明瞭な基準が存しないなかで、税法上の損金算入基準が、事実上会計処理の基準として機能してきた現実がある。日本公認会計士協会も、企業の貸倒引当金の計上基準の適正性を審査するに当たり、「我国における会計慣行とりわけ税法基準を採用している会社が大多数であるという点をふまえ」、「企業が算定基準として税法基準を採用しているときは、税法基準によって計上した貸倒引当金が企業の実態に応じて計上すべき貸倒見積高に対して明らかに不足していると認められる場合を除いては」、適正な会計処理として認めることを容認していた⁽³⁰⁾。

(26) 大阪高判平成16年5月25日判例時報1863号115頁は、財務諸表の虚偽記載を理由とする日本債券信用銀行の元株主らによる同行役員に対する損害賠償請求であるが、平成9年3月期において、償却証明制度によらないで金融機関の自主判断で関連会社に対する貸付けについて償却・引当てを行うことが義務付けられることがあるのか、が問われている。

(27) 平成11年7月1日金検第177号「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」。

(28) 企業会計審議会「金融商品に係る会計基準」(1999年1月22日)。

(29) 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(2000年1月31日)。

金融機関の1998年3月期以前における、貸付金の償却・引当てについてのいわゆる税法基準による処理は、繰り返しになるが、旧決算経理基準が明示した基準ではなく、同基準の下で実務として行われていたものに過ぎない（将に「慣行」である）。同実務が、税法基準一般についての当時の企業会計上の扱いとも相まって⁽³⁰⁾、商法の会計目的ないしは金融規制の目的からも特に排除されることなく、容認されてきたにすぎない。その意味で、あるいはその限りで、1998年3月期以前のいわゆる税法基準による金融機関の貸付けについての償却・引当ての実務は、「公正な会計慣行」と位置づけることができたといえよう。

5 「新基準」は「唯一」の公正な会計慣行か

企業会計審議会や企業会計基準委員会の制定する会計基準以外で、「唯一の公正な会計慣行である、あるいはそのように強く推定される」基準はあり得るか。今日の観点からは、上記の会計基準に準じる形で、①基準の設定主体が、制定された基準が広く実施されることがほぼ確実に予想されるだけの「権威」を有しているか、②基準の制定手続が、利害関係者による意見の表明機会も含めて、公正・妥当なものであるか、③基準の適用時期が明瞭に示されているか、という点を考慮すべき、と答えることになる。これらの基準を満たすときには、監督官庁等による行政規則に含まれる会計基準が、規制対象である業界に属する企業にとっては、唯一の公正な会計慣行となる余地も、ありそうである。

日本長期信用銀行をめぐる諸判決で、いわゆる「新基準」として示されたのは、1998年3月期前に行われていた、税法上の損金算入が認められる限度

(30) 日本公認会計士協会監査委員会報告第5号「貸倒引当金に関する会計処理及び表示と監査上の取扱い」（昭和40年4月6日）。

(31) 監査委員会報告第5号は、金融商品に係る会計基準及び金融商品会計に関する実務指針の適用を待って、平成12年3月決算をもって廃止されている。

でのみ貸付金について償却・引当てを行うという実務慣行が、同決算期以降は「公正性」を有しなくなる、というこの一点であろう。金融三法の成立により、1998年3月決算をも対象として、1998年4月から早期是正措置が導入されることを前提に、金融当局のみならず金融機関の代表者も参加しての検討を経て、1997年3月に資産査定通達が示され、その後も1998年3月期決算を念頭に、平成9年事務連絡、改正決算経理基準の改訂等がなされた経緯を見る限り、関連ノンバンク向けの貸付けについても、税法上の損金算入が認められるか否かにかかわらず、当該金融機関の支援姿勢、関連ノンバンクの再建計画の実現可能性ないしは進捗状況、関連ノンバンクの財政状況(破綻の可能性)を客観的に評価して、償却・引当ての必要性を検討すべきであると言うことは、十分な周知性を持ち、妥当な手続を経て、示されてきたとあってよいように思われる。

「新基準」が、従来の「税法基準」による会計実務の「公正性」を否定することのみを内容とし、具体的な貸付金の償却・引当ての基準の確立は、後の金融マニュアルの成立や、金融商品の係る会計基準、及び金融商品会計に関する実務指針の成立を待たなければならないというのであれば、1998年3月期には、各金融機関の貸付金の会計処理は、「金銭債権に付取立不能の虞あるときは取立つること能はざる見込額を控除することを要す」という商法285条ノ4第2項の会計規範のみによって規律されることになる。各金融機関が関連ノンバンク向けの貸付金を含む、貸付金に対する償却・引当ての基準を全く有しない場合、または基準が明らかに不合理であると判断される場合にのみ、金融機関の会計処理は商法の会計規範に違反する。日本長期信用銀行の1998年3月期の決算処理が、このような意味で違法と言いうるかは、より詳細な検討が必要である。しかし、「新基準」の下で、貸付金の償却・引当ての基準がなお曖昧であることを理由に、「税法基準」による旧来の会計実務が、「新基準」と並行してなお「公正な会計慣行」として効力を有しているという、東京地判平成17年5月19日およびその控訴審である東京高

判平成 18 年 7 月 24 日の論理は、明らかに説得力を欠くのではないだろうか。

五 終わりに

日本長期信用銀行をめぐる諸判決、あるいは日本債券信用事件の役員に対する刑事責任を問う東京地判平成 16 年 5 月 28 日は、1999 年以降、わが国の会計基準の急速な整備が進む直前の決算処理を対象とし、かつ会計処理の基準のみならず、金融機関の監督の在り方が根本的に変更する、その転換点の会計処理の妥当性を問う、極めて困難な事例である。

本稿は、1998 年 3 月期にかける「公正な会計慣行」は何だったのかという点に焦点を絞って検討を行った。もちろん、役員の責任が認められるためには刑事責任についてはこれらの役員の故意の存在が必要となる。また、民事責任について言えば、平成 17 年改正前の商法 266 条 1 項 1 号の責任が、多数説の言うように無過失責任と理解されるのか（公正な会計慣行に反する会計処理が行われたと評価されれば、当然に責任を負う）、一部の有力説の言うように役員からの無過失の立証（公正な会計慣行に反する会計処理を行ったことを認識していなかったし、かつ認識しなかったことにやむを得ない事情がある）が認められるのかも、興味深い論点ではある。